

JIS

エネルギーマネジメントシステム－ エネルギーマネジメントシステムの審査 及び認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 50003 : 2023

(ISO 50003 : 2021)

(IAE/JSA)

令和 5 年 12 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	株式会社 AIST Solutions
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	千 葉 光 一	関西学院大学
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.11.20 改正：令和 5.12.20

官 報 掲 載 日：令和 5.12.20

原 案 作 成 者：一般財団法人エネルギー総合工学研究所

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-14-2 新橋 SY ビル TEL 03-3508-8891)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 原則	4
5 一般要求事項	4
6 組織運営機構に関する要求事項	4
7 資源に関する要求事項	4
7.1 専門的な力量	4
7.2 認証活動に関与する要員	4
7.3 個々の外部審査員及び外部技術専門家の起用	8
7.4 要員の記録	8
7.5 外部委託	9
8 情報に関する要求事項	9
8.1 情報の公開	9
8.2 認証文書	9
8.3 認証の引用及びマークの使用	9
8.4 機密保持	9
8.5 認証機関と依頼者との間の情報交換	9
9 プロセス要求事項	9
9.1 認証活動に先立つ事項	9
9.2 審査の計画作成	11
9.3 初回認証	11
9.4 審査の実施	12
9.5 認証の決定	13
9.6 認証の維持	14
9.7 異議申立て	14
9.8 苦情	14
9.9 依頼者に関する記録	14
10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項	15
附属書 A (規定) EnMS 審査工数	16
附属書 B (規定) 複数サイト組織	21
附属書 C (参考) エネルギーパフォーマンスの改善	29
附属書 D (参考) 審査工数の計算の事例	30
解 説	36

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人 エネルギー総合工学研究所 (IAE) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 50003:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

エネルギーマネジメントシステム— エネルギーマネジメントシステムの審査及び 認証を行う機関に対する要求事項

Energy management systems—Requirements for bodies providing audit and certification of energy management systems

序文

この規格は、2021年に第2版として発行された **ISO 50003** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、**JIS Q17021-1:2015** と併せて使用することを意図している。

JIS Q17021-1:2015 の要求事項に加え、この規格は、審査及び認証の有効性を確実にするために必要な、エネルギーマネジメントシステムの特定の専門分野を反映させた要求事項を規定している。その一方で、この規格は、エネルギー効率、エネルギーの使用及びエネルギー使用量を含むエネルギーパフォーマンス、並びにエネルギーマネジメントシステムを継続的に改善させる組織の努力を支援する。特に、この規格は、審査プロセスに必要な追加の要求事項を取り上げている。この規格は、計画プロセス、初回認証審査、現地審査の実施、審査員の力量、審査工数、及び複数サイトサンプリングを取り扱う。この規格の箇条構造は、**JIS Q17021-1:2015** に準じる。附属書 A 及び附属書 B は規定であり、附属書 C 及び附属書 D は、**JIS Q17021-1:2015** を補完する追加情報を記載している。

この規格は、認証を目的とするエネルギーマネジメントシステム審査について取り扱うが、エネルギー使用量及びエネルギーの使用の系統的な分析方法の確立を目的とした、**ISO 50002** で規定されるエネルギー診断は取り扱わない。

この規格では、特に指定しない限り、“サイト” という単語は、一つの常設サイト（物理的又は仮想の）又は一時的サイト（物理的又は仮想の）を意味する単数形とみなすことも、複数の常設サイト又は一時的サイトを意味する複数形とみなすことも可能である。

1 適用範囲

この規格は、**JIS Q50001** のエネルギーマネジメントシステム（以下、EnMS という。）の審査及び認証を行う機関に対する、EnMS の審査及び認証の力量、一貫性及び公平性に関する要求事項について規定する。また、EnMS 審査の有効性を確実にするため、この規格は、審査プロセス、EnMS の認証プロセスに参与する要員の力量の要求事項、審査工数、及び複数サイトサンプリングを規定する。